

議案第 89 号

日野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に
ついて

日野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 12 月 5 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町災害弔慰金の支給等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 主な改正内容

被災者ニーズに応じた災害援護資金の貸付が実施できるよう災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、次の改正を行なう。

(1) 災害援護資金の連帯保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付けを受けられるよう、連帯保証人の必置義務が撤廃され、また災害援護資金の貸付利率については市町村が条例で設定できるようになったことに伴い、貸付利率等を新たに定めた。

- ・連帯保証人を立てる場合

無利子

- ・連帯保証人を立てない場合

据置期間中……無利子

据置期間経過後……年 1 パーセント

(2) 災害援護資金の償還方法の拡充として月賦償還による償還方法を追加する。また償還に関し、法律及び政令の規定を引用する事項に「報告等」を加えるとともに、当該引用条項について所要の整備を行なう。

なお、従前から法律及び政令の規定を引用している事項は、償還免除、一時償還、違約金、償還金の支払猶予の 4 件。

2 附則

この条例は公布の日から施行し、改正後の第 14 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

日野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
 日野町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害弔慰金の額) 第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合には、500万円とし、その他の場合には250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合には、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。</p> <p>(災害障害見舞金の額) 第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合には250万円とし、その他の場合には125万円とする。</p> <p>(保証人及び利率) 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。 3 第1項の保証人は災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証責務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p>	<p>(災害弔慰金の額) 第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害見舞金の支給を受けている場合には、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。</p> <p>(災害障害見舞金の額) 第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。</p> <p>(利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p>

<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、一時償還、<u>違約金、償還金の支払猶予及び報告等</u>については、<u>法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、<u>違約金及び償還金の支払猶予</u>については、<u>法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>
--	---

附 則

この条例は公布の日から施行し、改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。